

ストーマ装具を申請される方へ

直腸またはぼうこう機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方に、ストーマ装具及びストーマ用品の購入するための支給券を交付します。

申請方法

- ① ストーマ購入業者（明石市と契約している業者）から見積書の依頼してください。
(4月～9月 · 10月～翌年3月)
- ② 『明石市日常生活用具給付事業受給申請書兼減免申請書』を、本人または代理の方がご記入してください。
- ③ 上記の①と②及び障害者手帳のコピーを、障害福祉課へ送付してください。
- ④ 1週間～10日程で、障害福祉課よりストーマ装具を購入するための支給券が自宅へ送付されます。
- ⑤ ④の支給券に、鉛筆でしるしをしている箇所に、手帳お持ちの方（18歳未満の方は保護者）の住所・氏名を記入し、押印（認印）箇所にも押印をしてください。
- ⑥ 注文の際に、⑤をストーマ購入業者へお渡しください。（自己負担金がある方は、後日業者から通知があります。）
- ⑦ 注文したストーマ装具及び用品が届きます。

ストーマ装具の支給申請及び金額について Q & A

【Q.1回の申請でどれくらいもらえるの？】

- A. 1回の申請で、6ヶ月分の申請が可能です。しかし、個人の希望する月数分に合せることができます。（例えば、2ヶ月分だけ、又は4か月分だけ等）

【Q.給付基準額はいくら？】

- A. 消化器系（畜便袋）は、2ヶ月で 上限 17,716円まで助成。
尿路系（畜尿袋）は、2ヶ月で 上限 23,278円まで助成。
購入費用が給付基準額の範囲内であれば、基本的に1割は自己負担です。
支給額を超えた注文に関しては、全額自己負担となります。

【Q.今後の申請方法は？】

- A. 障害福祉課から定期的な案内はありません。お手持ちの支給券の残枚数が少なくなった場合、障害福祉課窓口までご来庁いただくか、明石市ホームページ <https://www.city.akashi.lg.jp> から申請書をダウンロードしていただくか、障害福祉課へお電話ください。申請書をお渡しします。

【Q.見積書は毎回必要？】

- A. 業者の変更がない場合または購入する商品に変更がない場合は、原則不要です。変更する場合は、見積書を添えて申請書とともにご提出してください。（ただし、購入される業者や商品の内容により申請の都度、見積

書のご提出が必要な場合があります。)

【Q.支給券はいつまで使える?】

A. 申請された年度内（4月～翌年3月末）までに使ってください。

助成できるストーマ品目

- ① ストーマ装具
- ② 皮膚保護ペースト／皮膚保護パテ
- ③ 皮膚保護パウダー
- ④ 皮膚保護ウエハー
- ⑤ コンベックス・インサート
- ⑥ 固定用ベルト
- ⑦ 剥離剤（リムーバー）
- ⑧ 皮膚被膜剤（スキンバリア）
- ⑨ レッグバッグ（下肢装着用畜尿袋）
- ⑩ ナイトドレナージバッグ（夜間用畜尿袋）
- ⑪ ストーマ袋カバー
- ⑫ サージカルテープ
- ⑬ 皮膚保護剤穴あけ専用はさみ
- ⑭ 消臭剤

※せっけんやガーゼなどの一般的な消耗品は含みません。



<申請窓口>

明石市 障害福祉課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

☎ (078) 918-1344